

簡易評価型プロポーザル(ヒアリング、提案書評価)実施要領 (高機能消防指令システム実施設計業務委託プロポーザル)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により設計者を決定する場合におけるヒアリング及び提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 ヒアリング実施方法

ヒアリングは次により実施する。

- (1) 実施場所及び実施日時の詳細については提案書の提出後に通知する。なお、ヒアリングの順番は提案書の提出順とする。
- (2) ヒアリング出席者は提案書に記載の管理技術者が必ず出席するものとし、説明員は3名以内とする。
- (3) 実施方法
 - ア 提案内容のプレゼンテーション(以下「プレゼン」という。)を受けた後、ワーキングメンバーがヒアリングを行う。
 - イ 1者につきプレゼン10分以内、ヒアリング10分以内を予定する。
- (4) 留意事項
 - ア プレゼンはあらかじめ提出された提案書の内容についてのみとし、特定テーマに対する提案の説明をすること。
 - イ プレゼンに当たっては、パソコン及びプロジェクターの使用は認めない。
 - ウ 追加資料の配布は認めない。
 - エ プレゼンにおいて、あらかじめ提出した提案書の内容と噛み合わない説明をした場合には、失格とすることがある。
 - オ ヒアリングの開始時間に遅刻した場合は失格とする。ただし、災害、公共交通機関等の事故により、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。
 - カ プレゼン及びヒアリングは事務局の指示に従い行うこと。

3 業務実施上の条件(公募条件)

次のいずれかに該当するときは、欠格とする。

- (1) 国土交通省建設コンサルタント登録規程に基づく建設コンサルタントの登録(電気電子部門)がされていない場合
- (2) 管理技術者及び照査技術者が技術士(電気電子)又はR C C M(電気電子)の資格を保有していない場合
- (3) 管理技術者及び照査技術者が提出者の組織に属していない場合

(4) 参加者が指名停止期間にある場合

4 各項目の評価基準

(1) 資格及び技術力

高機能消防指令システム実施設計業務委託プロポーザルに関する説明書 別紙3
「提案書評価基準」のとおり

(2) 業務実施方針・手法

提出された提案書の内容を踏まえ、選定者の主観的評価により総合的に判断を行う。
評価点は各選定者の評価点を平均して算出する。(小数第2位を四捨五入)

評価項目	評価基準	各選定者の評価点		
		1.0	0.6	0.2
業務実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について	良好	普通	不十分
特定テーマに対する提案	各テーマについて総合的に判断する。 ・適格性(与条件との整合性) ・独創性(工学的知見に基づく) ・実現性(理論的な裏付け)	高い	普通	低い